

令和4事業年度事業報告書

1 法人の長によるメッセージ

農業者の方は終身年金である農業者年金が基本です

独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)は、国民年金の給付と相まって、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資するとの目的を実現するため、特殊法人農業者年金基金を母体として平成15年10月1日に設立されました。

我が国の公的年金制度は、サラリーマンを対象とする厚生年金制度が早くから実施されてきましたが、農業者等の自営業者を対象とする年金制度は大きく立ち遅れています。

このような状況を踏まえ、「農業者にもサラリーマン並みの年金を」という農業者と農業団体からの強い要請活動の下、政府において検討が進められた結果、昭和45年5月に農業者年金基金法案が可決・成立し、昭和46年1月から、年金事業(旧制度)が開始されました。

この事業は、年金給付等に必要な費用を現役世代の加入者からの保険料で賄う「賦課方式」で実施されましたが、その後、農業の担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、現役世代の保険料負担を大幅に引き上げざるを得ないという事態となりました。

このため、政府と農業団体等による2年余にわたる検討の結果、平成13年5月に農業者年金基金法を一部改正する法律案が可決・成立し、平成14年1月から、新たな年金事業(新制度)が行われています。

この新たな年金事業は、加入者自らが積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により、将来の年金給付に充てる「積立方式」で実施され、農業者であれば広く加入できるとともに、一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助を行う等、これまでの事業にない新たな措置が導入されるといった特徴があります。

現在、基金においては、新旧の制度を併せて全国で約28万人の農業者の皆様に、年間約713億円の農業者年金をお支払いしています。また、基金とその業務受託機関(農業委員会系統組織とJA系統組織)との連携による加入推進活動の展開により、積立方式の新制度への加入者累計数(令和5年3月末現在)は、13万3,952人となり、新制度による年金受給者数(同)も5万5,100人と年々増加してきています。

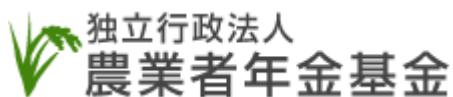
他方、積み立てられた年金原資については、運用の効率性を考慮し、基金が保険料と国庫補助を一括して運用しており、その大半を占める被保険者ポートフォリオの運用利回りは、平成14年度から令和4年度までの平均で2.74%となっています。

社会全体が少子高齢化していく時代を迎え、農業者年金制度は、老後保障の面

から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、担い手の確保対策として、当基金が効果的かつ効率的な業務運営を行うことが求められています。

このような中、基金の業務運営については、農業者年金記録管理システムの活用等を通じた電子化の推進を図るとともに、加入者・受給者等の多くの個人情報を保有している基金のリスクマネジメントに対応するための内部統制の充実・強化を図るほか、情報セキュリティ対策と個人情報保護の強化・徹底にも取り組んでいます。

本事業報告書が、業務実績等報告書等とともに、基金の様々な事業活動についてのご理解に結びつく一助となれば、幸いと考えています。



理事長 黒田 夏樹



2 法人の目的、制度の概要、業務内容

(1) 法人の目的

基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としています。（独立行政法人農業者年金基金法 第3条）

(2) 農業者年金制度（現行制度）の概要

① 目的

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。

② 財政方式

将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ自ら積み立てる積立方式。

③ 加入要件

国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の者。加入及び脱退は任意。

※ 60歳以上65歳未満の国民年金任意加入 被保険者も加入可能。

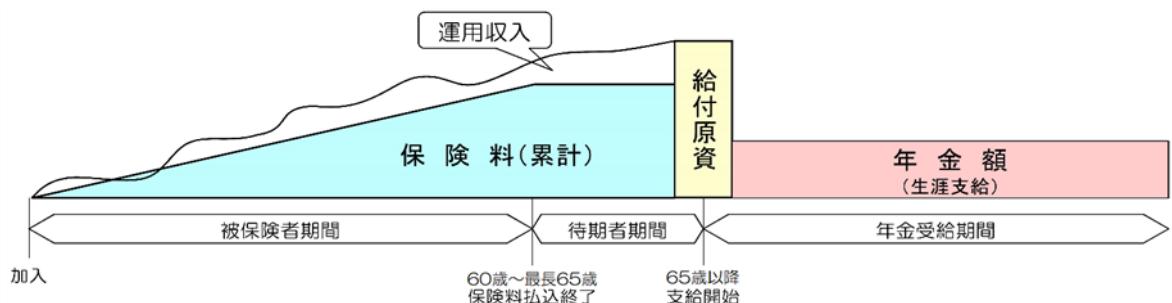
④ 保険料

ア 通常保険料（通常加入）

下限額（20,000円）と上限額（67,000円）の間で加入者が任意に決定。

※ 35歳未満で、認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす者は、下限額（10,000円）と上限額（67,000円）の間で任意に決定。

農業者年金（積立方式・確定拠出型）のイメージ



イ 特例保険料（政策支援加入）

(ア) 青色申告を行う認定農業者等一定の農政上の要件を備えた意欲ある農業者に対して、通常保険料の下限額（20,000円）を下回る特例保険料を適用（10,000円、14,000円、16,000円）。

※ 基本となる保険料 20,000 円と特例保険料との差額は国が補助。

補助期間は、

- i 35 歳未満は、政策支援要件を満たしている全ての期間
- ii 35 歳以上は、10 年間を限度
- iii i と ii の合計で最長 20 年間

(イ) (ア) 以外の要件

- i 60 歳までに 20 年以上保険料納付済期間等が見込まれること。
- ii 農業所得が 900 万円以下であること。

◎特例保険料の対象者

| 区分 | 特 例 保 險 料 対 象 者 | 特例保険料の額 (国庫補助額) | |
|-----|--|----------------------|---------------------|
| | | 35歳未満 | 35歳以上 |
| 区分1 | 認定農業者で青色申告者 | | |
| 区分2 | 認定就農者で青色申告者 | 10,000円 (10,000円) | 14,000円 (6,000円) |
| 区分3 | 区分1又は区分2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属 | | |
| 区分4 | 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に区分1に掲げる者になることを約束した者 | | 16,000円 (4,000円) |
| 区分5 | 区分1又は区分2の要件を満たしていない経営主の直系卑属であり、かつ35歳未満の農業後継者で、35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に区分1に掲げる者になることを約束した者 | 14,000円 (6,000円) | — |

⑤ 給付の種類と支給要件等

ア 農業者老齢年金

被保険者が納付した保険料とその運用収入の総額を基礎として、①65歳から 75 歳までの間で裁定(支給)請求をしたときは、その者に、②裁定(支給)請求することなく 75 歳に達したときは、その者に対し支給(60 歳からの繰上げ支給あり)。

イ 特例付加年金

国庫補助額とその運用収入の総額を基礎として、特例保険料を納付した者が、①20 年以上の保険料納付済期間等があること、②農業を営む者でなくなること、③65 歳に到達していることの全ての要件を満たし、裁定(支給)請求したときに支給(60 歳からの繰上げ支給あり)。

ウ 死亡一時金

加入者及び受給権者が 80 歳に達する前に死亡したときに、その者と

生計を一にする遺族に対して死亡した日の翌月から 80 歳に達する月までに支給されることとなる農業者老齢年金の額の現価に相当する額を一時金として支給。

⑥ 年金資産の運用

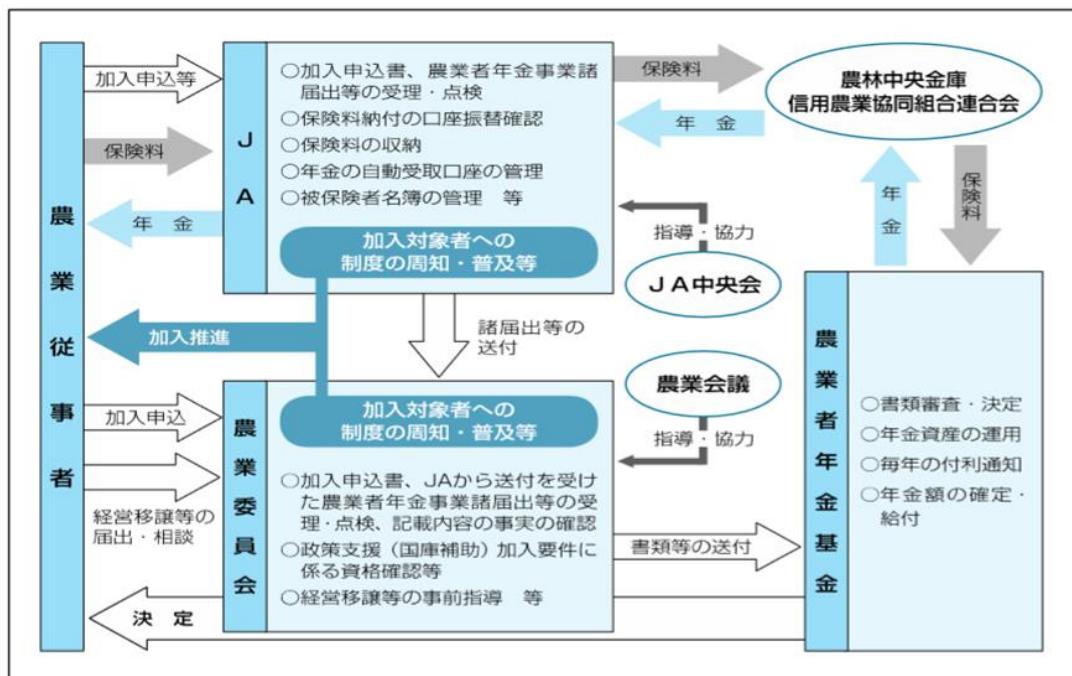
加入者が納付した保険料と政策支援加入者に係る国庫補助額は、将来受給する年金の原資として、個人ごとに管理しています。

積み立てられた年金の原資については、運用の効率性を考慮して、基金が保険料と国庫補助額を一括して運用し、将来の年金の原資（年金原資）としています。

年金資産の安全かつ効率的な運用を行うため、運用の基本方針を作成し、長期にわたり維持すべき資産構成割合を設定して、複数の資産に分散投資しています。

⑦ 業務の委託

農業者年金事業における業務は広範であり、加入者及び受給者も極めて多数に及ぶことから、基金は独立行政法人農業者年金基金法第 10 条の規定に基づき、業務の一部を市町村（農業委員会）、農業協同組合、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会等に委託しています。



(3) 業務内容

① 現行制度

- ・農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定

- ・被保険者記録及び待期者記録の管理
- ・保険料の徴収
- ・保険料及び一定の要件を満たす被保険者に助成される国庫助成金の運用
- ・給付金（農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査、決定、支給
- ・年金受給権者記録の管理等の業務

- ② 旧制度（農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第3号）による改正前の制度）及び旧制度関連
- ・給付金（経営移譲年金、農業者老齢年金、死亡一時金）を受給しようとする者の受給要件の審査、決定、支給
 - ・年金受給権者記録及び待期者記録の管理
 - ・経営移譲希望者の農地等を買い入れるのに必要な資金として農業者年金加入者等に貸し付けた貸付金債権等の管理（新規貸付は廃止）等の業務

（4）農業者年金制度の改正

【令和2年度改正】

① 改正の背景

より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入要件の見直し等の措置を講ずることを目的として、国民年金法、厚生年金保険法及び独立行政法人農業者年金基金法等の関係法を一括して改正する「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法案」が令和2年5月29日に可決・成立し、6月5日に公布されました。

② 改正の概要

ア 受給開始時期の選択肢の拡大（令和4年4月1日から）

・農業者老齢年金

現行制度では、原則として、65歳に達したときから年金を受給することができますが、令和4年4月1日からは、その上限を75歳に引き上げるとともに、65歳から75歳までの間は、加入者の判断により年金の受給開始時期を選択できるようになりました。

・特例付加年金

特例付加年金を受給するための要件を満たした上で、年金の受給開始時期を選択できるようになりました。

なお、特例付加年金については、経営継承が受給要件とされているこ

とから、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

イ 加入可能年齢の引き上げ（令和4年5月1日から）

現行制度では、農業者年金に加入できるのは、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、農業に従事（年間60日以上）している方ですが、令和4年5月1日からは、加入可能年齢が65歳まで引き上げられました。

ただし、国民年金の任意加入者であって、農業に従事（年間60日以上）している方に限ります。

【令和3年度改正】

① 改正の背景

年金給付に係る原資額及びその運用期間を十分に確保し得る若い農業者が農業者年金に加入しやすいようにすることを目的として、独立行政法人農業者年金基金法施行令が改正され、令和3年6月25日に公布されました。

② 改正の概要

現行制度では、月当たりの保険料の額は、納付下限額（2万円）から納付上限額（6万7千円）までの間で選択することとされていますが、令和4年1月1日からは、35歳未満の被保険者であって、特例保険料の適用の対象とならない者の場合は、納付下限額1万円になりました。なお、特例保険料の適用の対象とならない者とは、次のア～オのいずれにも該当しない者のことです。

- ア 認定農業者かつ青色申告者
- イ 認定就農者かつ青色申告者
- ウ ア又はイの者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- エ 認定農業者又は青色申告者
- オ ア又はイ以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

3 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

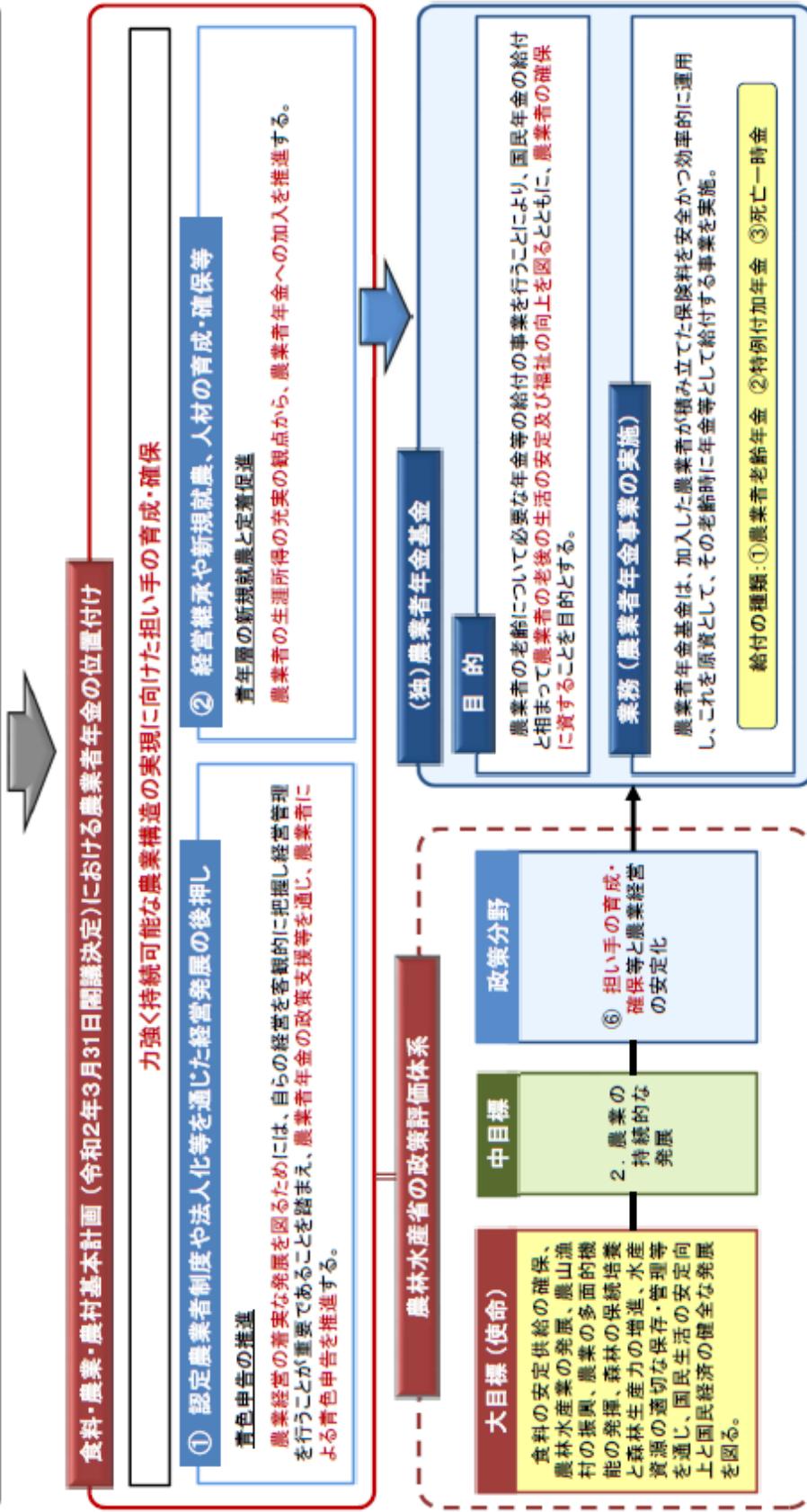
農林水産省の政策体系は7つの柱から構成され、基金の各業務と農林水産省の政策ごとの予算との対応関係については、以下のとおり「2. 農業の持続的な発展」のうち、「⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化」の下に位置づけられています。

| 農林水産省の政策体系 | 予算科目 | 農業者年金基金の業務 |
|--------------|---|---|
| 2. 農業の持続的な発展 | <ul style="list-style-type: none">・特例付加年金助成補助金・農業者年金給付費等負担金・独立行政法人農業者年金基金運営費交付金 | <ul style="list-style-type: none">・担い手となる若い農業者について農業者年金の保険料負担を軽減し、その個人の経営を支援・旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担・運営費交付金が交付されている各業務 |

政策体系における独立行政法人農業者年金基金の位置付け

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（農業の持続的な発展）
第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

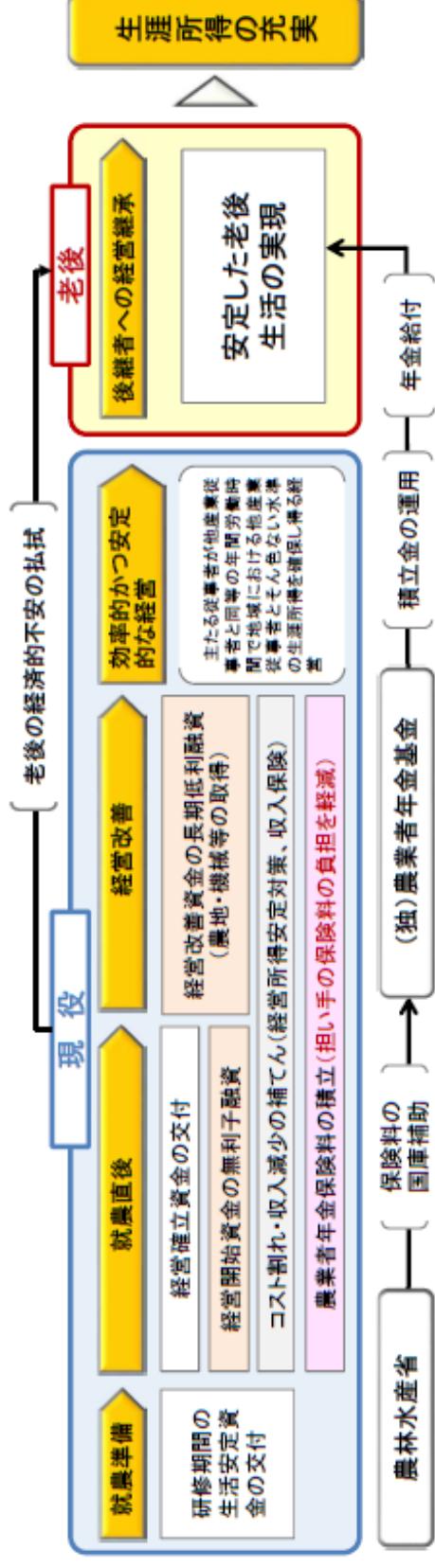


独立行政法人農業者年金基金の役割(ミッション)

(独)農業者年金基金の目的

- (独)農業者年金基金は、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保に資する政策年金として、国民年金と相まって農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的に、その老後に必要な年金等の給付を行う。
- 農業者の確保に資するという目的を実現するため、一定の要件を満たす農業の担い手に対して、保険料の国庫補助(政策支援)を行う。

農業者年金と主な関連施策との関係



主な役割(ミッション)

- 円滑な経営継承等による確実で適正な年金給付
- 農業者の生涯所得の充実の観点から、農業者年金への加入を推進
- 年金資産の安全かつ効率的な運用
- 新制度による給付対象者が漸増
- 農業者の一層の高齢化や人口減少が進む中、新規就農者等の若い手や女性農業者の増大が必要
- 長期化する超低金利等の先行き不透明な資金運用環境

今後

引き続き業務の適正な実施が求められ、効率的かつ効果的な業務運営を図りつつ、農業者年金制度が農業・農村の現場により広く浸透し、政策年金としての機能(成果)を一層発揮することが重要。

4 中期目標

(1) 概要（農林水産省第4期中期目標（平成30年4月～令和5年3月））

力強く持続可能な農業構造の実現に向けて、農業の担い手の育成・確保を図っていくためには、他産業とそん色ない生涯所得を展望し得る環境を整備することが必要であり、その際、経営に対する支援により現役時の所得の増大・安定を図ることに加え、引退後の老後生活への不安を払拭するため、公的な老後保障を整備することも重要です。

農業者年金制度は、こうした老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、その実施主体である基金にあっては、本制度の特色を活かしつつ、農業者の確保に資する政策年金としての効果を十分に発揮し、喫緊の課題である担い手の確保に最大限資することが求められています。

本中期目標については、このような認識の下、基金が、理事長の適切なリーダーシップの下、効果的かつ効率的な業務運営を図りつつ、本制度が農業・農村の現場により広く浸透し、政策年金としての機能が一層発揮されることとなることを期待され策定されたものです。

[詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。](#)

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、基金の各々の業務内容を基にしており全部で3つに区分しています。なお、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから4つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

| 一定の事業等のまとまり (セグメント区分) | (収益化単位の業務) | 勘定区分 |
|--------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| ア 農業者年金事業 | 適用・収納課、給付課、情報管理課、数理役、企画調整室（加入推進） | i 特例付加年金勘定 ii 農業者老齢年金等勘定 |
| | 適用・収納課、給付課、情報管理課、運用課、数理役、企画調整室（加入推進） | iii 旧年金勘定 |
| | 給付課 | iv 農地売買貸借等勘定 |
| イ 年金資産の運用 | 企画課、運用課 | i 特例付加年金勘定 ii 農業者老齢年金等勘定 |
| ウ 制度の普及促進等 | 企画調整室（加入推進） | i 特例付加年金勘定 ii 農業者老齢年金等勘定 |

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【基本理念】

基金の基本理念は、独立行政法人農業者年金基金法第3条に、「独立行政法人農業者年金基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業者の確保に資することを目的とする。」と定められています。

【運営方針】

- 1 関係機関と緊密に連携を図りながら、農業者の立場に立った親切・迅速・適正で効率的なサービスを提供します。
- 2 農業者のご意見を業務運営に反映していくとともに、業務の成果などについて、わかりやすい情報公開の取り組みを進めます。
- 3 コンプライアンスの推進、リスク管理の徹底に取り組みます。

【役職員の行動指針】

- 1 農業者年金制度は、農業者の老後に不可欠の「良い制度」。すべての加入資格者に知ってもらい、加入してもらうことを目標に加入推進に取り組む。
- 2 お客様であり、受益者である加入者・受給者一人ひとりの信頼・期待に応えてゆくことが我々の大切な使命。受託者責任に基づいた配慮、サービス精神を忘れずに仕事に取り組む。
- 3 仕事にミスやトラブルはつきもの。自分で抱え込みず、速やかに上司・役員まで報告・連絡・相談する。
- 4 基金の仕事は、各人・各部署の仕事が密接に関連。個々の専門的な仕事のその先にある同僚、他部署の仕事に思いを巡らしながら仕事に取り組む。
- 5 農業者年金の仕事は基金だけではできない。ともに推進に当たる農業委員会系統組織、農協系統組織と連携しながら仕事に取り組む。
- 6 法令を遵守し、高い倫理観を持って行動する。特に、個人情報の取り扱いには最善の注意を持って仕事に取り組む。
- 7 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当要求等に対し、弁護士や警察等関係機関との連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- 8 役職員全員で、明るく働きやすい職場づくりを進めよう。

6 中期計画及び年度計画

主務大臣から指示された第4期中期目標を達成し、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、基金がとるべき措置等として、第4期中期計画（平成30年4月～令和5年3月）を策定しました。同計画に掲げる項目及びその主な内容と令和4年度の年度計画との関係は次のとおりです。

[詳細につきましては、第4期中期計画及び年度計画をご覧ください。](#)

| 第4期中期計画と主な指標等 | 令和4年度計画と主な指標等 |
|---|---|
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 | |
| 1 農業者年金事業 | |
| (1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 | |
| ✓ 申出書等の標準処理期間内処理（97%以上） | ✓ 申出書等の標準処理期間内処理（97%以上） |
| ✓ 国民年金被保険者資格記録との不整合者の割合（0.7%以下） | ✓ 国民年金被保険者資格記録との不整合者の割合（0.7%以下） |
| ✓ 保険料収納の円滑かつ確実な実施 | ✓ 保険料収納の円滑かつ確実な実施 |
| ✓ 過大納付保険料の還付（請求から1週間以内） | ✓ 過大納付保険料の還付（請求から1週間以内） |
| (2) 年金等の給付業務 | |
| ✓ 裁定請求書の標準処理期間内処理（98%以上） | ✓ 裁定請求書の標準処理期間内処理（98%以上） |
| ✓ 年金の受給漏れ防止 | ✓ 年金の受給漏れ防止 |
| ✓ 受給権者への適切な年金給付 | ✓ 受給権者への適切な年金給付 |
| (3) 情報システム管理業務 | |
| ✓ 農業者年金記録管理システムの適切な開発・改修等 | ✓ 農業者年金記録管理システムの適切な開発・改修等 |
| 2 年金資産の安全かつ効率的な運用 | |
| (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用 | |
| ✓ 基本方針に基づく年金資産の安全かつ効率的な管理・運用の実施 | ✓ 基本方針に基づく年金資産の安全かつ効率的な管理・運用の実施 |
| (2) 資金運用委員会等によるモニタリング | |
| ✓ 資金運用委員会における運用状況等の評価・分析 | ✓ 資金運用委員会における運用状況等の評価・分析 |
| ✓ 経営管理会議における四半期ごとの運用状況等の評価・分析及び資産の構成割合の変動状況に応じたリバランスの実施 | ✓ 経営管理会議における四半期ごとの運用状況等の評価・分析及び資産の構成割合の変動状況に応じたリバランスの実施 |
| (3) 政策アセットミックスの検証・見直し | |

| | |
|---|--|
| ✓ 資金運用委員会における運用環境の変化に照らした政策アセットミクスの妥当性の検証及び必要に応じた見直しの実施 | ✓ 資金運用委員会における最近の運用環境を踏まえた政策アセットミクスの検証及び必要に応じた見直しの実施 |
| (4) 運用の透明性の確保 ✓ 年金資産の運用状況を四半期ごとにホームページで公表し、6月末までに被保険者に通知 ✓ 年金給付等準備金の運用に関する基本方針等、年金資産の運用に係る情報を積極的に公開 | ✓ 年金資産の運用状況を四半期ごとにホームページで公表し、6月末までに被保険者に通知 ✓ 年金給付等準備金の運用に関する基本方針等、年金資産の運用に係る情報を積極的に公開 |
| (5) スチュワードシップ活動の実施 ✓ 株主議決権行使結果等をホームページで公表 | ✓ 株主議決権行使結果等をホームページで公表 |
| 3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実 | |
| (1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大 ✓ 中期目標期間終了時までに、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者の割合を拡大(20%→25%又は毎年度1ポイント増) | ✓ 令和4年度末までに、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者の割合を令和3年度末から拡大(25%又は対前年度1ポイント増) |
| (2) 女性農業者の加入の拡大 ✓ 中期目標期間終了時までに、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を拡大(8.8%→17%又は毎年度1.6ポイント増) | ✓ 令和4年度末までに、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を令和3年度末から拡大(17%又は対前年度1.6ポイント増) |
| (3) 加入推進活動の実施 ✓ 加入推進の取組方針の作成・徹底 ✓ 加入推進特別研修会等を実施し、加入推進活動の活性化を図る ✓ 目標達成状況の低調な都道府県を重点都道府県等に指定し、地域間の活動格差の縮小を図る | ✓ 加入推進の取組方針の作成・徹底 ✓ 加入推進特別研修会等を実施し、加入推進活動の活性化を図る ✓ 目標達成状況の低調な都道府県を重点都道府県等に指定し、地域間の活動格差の縮小を図る |
| (4) 加入推進活動の効果検証 ✓ 新規加入者アンケート調査等の情報収集・分析の上、効果の検証を実施し、業務受託機関と協議・検討 | ✓ 新規加入者アンケート調査等の情報収集・分析の上、効果の検証を実施し、業務受託機関と協議・検討 |
| (5) ホームページ等による情報の提供 ✓ 農業者年金制度の仕組み特徴等を周知するため、分かりやすい資料を作成し、ホームページやメールマガジン等で情報提供を実施 ✓ ホームページの構成・閲覧環境等の改善に取り | ✓ 農業者年金制度の仕組み特徴等を周知するため、分かりやすい資料を作成し、ホームページやメールマガジン等で情報提供を実施 ✓ ホームページの構成・閲覧環境等の改善に取り |

| | |
|--|---|
| 組む | 組む |
| ✓ 農業者が参考する研修会やイベント等において、制度のPR及び周知を図る | ✓ 農業者が参考する研修会やイベント等において、制度のPR及び周知を図る |
| II. 業務運営の効率化に関する事項 | |
| 1 業務改善の推進 | |
| ✓ 事務の簡素化・効率化による事務処理の負担軽減及び経費抑制のため、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進 | ✓ 事務の簡素化・効率化による事務処理の負担軽減及び経費抑制や、制度改正に係る農業者年金記録管理システムの改修を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進 |
| 2 電子化の推進 | |
| ICTの活用などによる業務改善を検討し、業務の電子化の推進及び、マイナンバーによる情報連携について取り組む | ICTの活用などによる業務改善を検討し、業務の電子化の推進及び、年金加入者からの届出等のオンライン化の検討 マイナンバーによる情報連携について取り組む |
| (1) 農業者年金記録管理システムの利用推進 | |
| ✓ 農業者年金記録管理システムの操作研修会実施し、利用推進を図る | ✓ 農業者年金記録管理システムの操作研修会実施し、利用推進を図る |
| ✓ 処理状況確認機能の活用により、同システムによる届出書等の作成割合を増加 | ✓ 処理状況確認機能の活用により、同システムによる届出書等の作成割合を令和3年度実績から増加 |
| (2) マイナンバーによる情報連携 | |
| ✓ マイナンバーによる情報連携の円滑かつ着実な実施 | ✓ マイナンバーによる情報連携の円滑かつ着実な実施 |
| 3 運営経費の抑制 | |
| (1)一般管理費及び事業費の削減 | |
| ✓ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減（対前年度比△3%以上） | ✓ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減（対前年度比△3%以上） |
| ✓ 事業費の削減（対前年度比△1%以上） | ✓ 事業費の削減（対前年度比△1%以上） |
| (2)給与水準の適正化 | |
| ✓ 国家公務員の給与規定等の状況を踏まえて見直しを実施し、ラスパイレス指数とあわせて公表 | ✓ 国家公務員の給与規定等の状況を踏まえて見直しを実施し、ラスパイレス指数とあわせて公表 |
| ✓ 役員の報酬水準及び職員の給与水準の妥当性を検証し、ホームページで公表 | ✓ 役員の報酬水準及び職員の給与水準の妥当性を検証し、ホームページで公表 |
| 4 調達の合理化 | |
| ✓ 一者応札・応募件数及び随意契約件数の割合を | ✓ 一者応札・応募件数及び随意契約件数の割合を |

| | |
|---|---|
| 前中期目標期間の平均以下とするため、調達等合理化計画を着実に実施 | 前中期目標期間の平均以下とするため、調達等合理化計画を着実に実施 |
| 5 組織体制の整備等 | |
| (1)組織体制の整備 | |
| ✓ 組織体制及び運営について継続的に点検し、適切な組織体制や人員配置の見直しを実施 | ✓ 組織体制及び運営について継続的に点検し、適切な組織体制や人員配置の見直しを実施 |
| (2)働き方改革の推進 | |
| ✓ 業務効率化による超過勤務の縮減等、研修等による人材育成に取り組む | ✓ 業務効率化による超過勤務の縮減等、研修等による人材育成に取り組む |
| (3)情報システムの整備及び管理 | |
| ✓ 情報システム整備方針に則り PMO の設置等の体制整備を検討 | ✓ 情報システム整備方針に則り PMO の設置等の体制整備を検討 |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | |
| 1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守 | |
| ✓ 上記Ⅱを踏まえた中期計画の予算の作成 | ✓ 上記Ⅱを踏まえた中期計画の予算の作成 |
| 2 決算情報・セグメント情報の開示 | |
| ✓ 決算情報や業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示 | ✓ 決算情報や業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示 |
| 3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施 | |
| ✓ 収益化単位の業務ごとに予算と実績の適切な管理 | ✓ 収益化単位の業務ごとに予算と実績の適切な管理 |
| 4 貸付金債権等の適切な管理等 | |
| ✓ 農地等取得資産貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の評価の見直し及び円滑かつ確実な回収 | ✓ 農地等取得資産貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の評価の見直し及び円滑かつ確実な回収 |
| 5 長期借入金の適切な実施 | |
| ✓ 市中金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る | ✓ 市中金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る |
| IV. 予算、収支計画及び資金計画 | |
| V. 短期借入金の限度額 | |
| VI. その他の事項 | |
| (1)職員の人事に関する計画 | |
| ✓ 専門的知識を有する人材の育成を図り、適正な人事配置を実施（常勤職員数 74 人） | ✓ 専門的知識を有する人材の育成を図り、適正な人事配置を実施（常勤職員数 74 人） |
| (2)積立金の処分に関する事項 | |
| ✓ 前中期目標期間縛越積立金のうち、貸付金等債権が償還されたことによる現預金等を旧年金 | ✓ 前中期目標期間縛越積立金のうち、貸付金等債権が償還されたことによる現預金等を旧年金 |

| 給付費等に充当 | 給付費等に充当 |
|--|--|
| (3) 内部統制の充実・強化 ✓ 経営管理会議における内部統制の充実・強化 ✓ コンプライアンス委員会を実施し、違反行為の原因究明及び再発防止等を図る ✓ リスク管理委員会を実施し、リスク管理の徹底 ✓ 内部監査年度計画に重点監査項目を設定し、内部監査を実施 | ✓ 経営管理会議における内部統制の充実・強化 ✓ コンプライアンス委員会を実施し、違反行為の原因究明及び再発防止等を図る ✓ リスク管理委員会を実施し、リスク管理の徹底 ✓ 内部監査年度計画に重点監査項目を設定し、内部監査を実施 |
| (4) 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 ✓ 情報セキュリティ委員会の開催、基金 CSIRT の構築等、情報セキュリティの改善を図る ✓ 個人情報保護管理委員会の開催、外部監査等、個人情報保護対策の改善を図る ✓ 情報セキュリティ対策等の研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、法令・規定等の遵守を徹底 | ✓ 情報セキュリティ委員会の開催、基金 CSIRT の運用の点検等、情報セキュリティの改善・強化を図る ✓ 個人情報保護管理委員会の開催、外部監査等、個人情報保護対策の改善を図る ✓ 情報セキュリティ対策等の研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、法令・規定等の遵守を徹底 |
| (5) 情報公開の推進 ✓ 法人に対する国民の信頼を確保する観点から、役員報酬等、事業計画等について、ホームページで情報を公開 | ✓ 法人に対する国民の信頼を確保する観点から、役員報酬等、事業計画等について、ホームページで情報を公開 |
| (6) 業務運営能力の向上等 ✓ 基金職員の能力向上のため、研修等の計画を策定・実施 ✓ 業務受託機関の制度への理解及び事務処理能力の向上のための研修を実施 ✓ 委託業務が適正に行われるよう、計画的に考查指導を実施 ✓ 考査指導で把握した事例や課題等について、研修会等を通じて周知徹底を図る | ✓ 基金職員の能力向上のため、研修等の計画を策定・実施 ✓ 業務受託機関の制度への理解及び事務処理能力の向上のための研修を実施 ✓ 委託業務が適正に行われるよう、計画的に考查指導を実施 ✓ 考査指導で把握した事例や課題等について、研修会等を通じて周知徹底を図る |

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

①主務大臣

基金に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）における主務大臣は農林水産大臣ですが、平成 13 年農業者年金改正法による改正前の農業者年金基金法における基金の事務所、役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項及び農業者年金事業、任意的業務である福祉施設の設置運営に関する事項の主務大臣は、厚生労働大臣及び農林水産大臣です。

②ガバナンス体制図

ガバナンス体制図は次頁の図のとおりです。

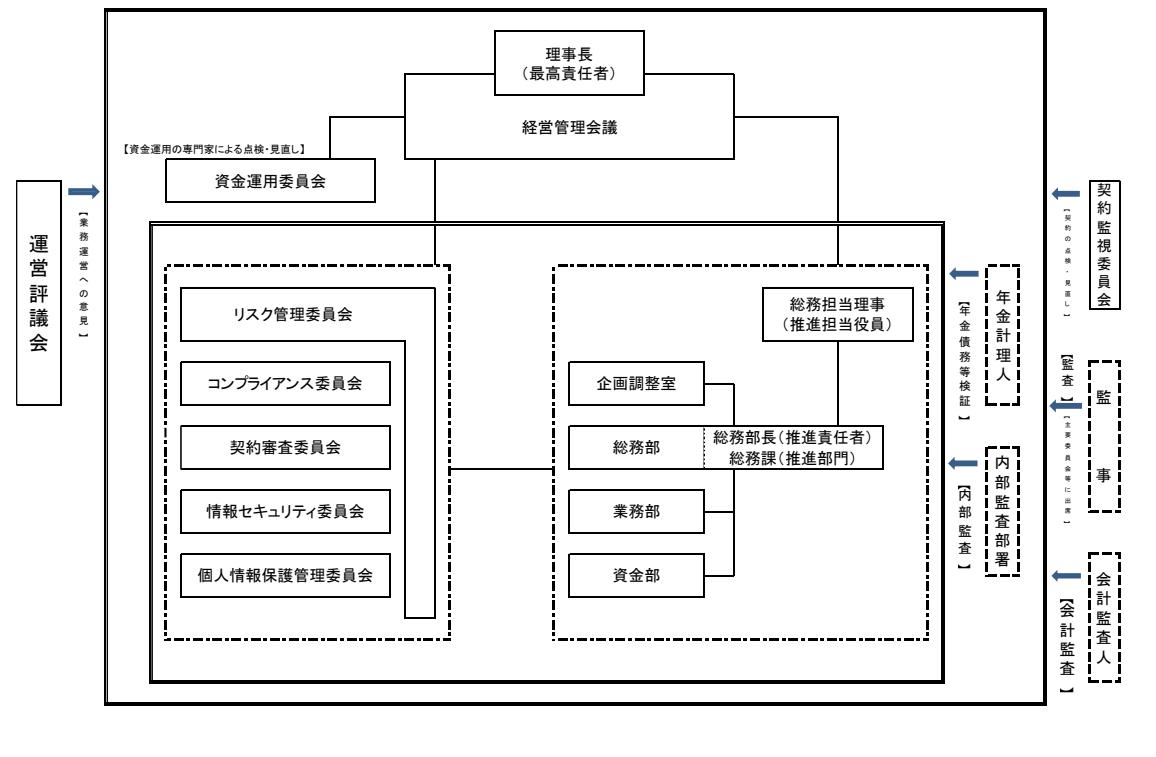
内部統制については、内部統制の仕組み及び体制の整備について平成 25 年 4 月に「独立行政法人農業者年金基金の内部統制に関する基本方針」を定め、経営管理会議及びリスク管理委員会をスタートさせ、基金の目的達成に重要な加入推進、業務運営の効率化、サービスの向上等に関する理事長の指示の徹底と取組状況のモニタリングを行うとともに、コンプライアンス委員会及び内部監査等を通じて業務の適正な執行を確保してきたところです。

また、内部統制の更なる充実を図るため、平成 29 年 3 月には「独立行政法人農業者年金基金内部統制の体制及び推進に関する規程」を制定し、基金における内部統制の体制を明確に文書化しました。

[内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)

○農業者年金基金のガバナンス体制図

内 部 統 制 推 進 体 制 図



(2) 役員等の状況

①役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴（令和5年3月31日現在）

| 役 職 | 氏 名 | 任 期 | 担 当 | 経 歴 |
|--------------|------------------|--------------------------------------|------------------------|------------------------------|
| 理事長 | にしやすまさ 西 惠正 | 平成 30 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日 | | アセットマネジメント One(株)代表 取締役社長 |
| 理 事 | いしがきえいじ 石垣 英司 | 令和 3 年 10 月 1 日 ～令和 5 年 9 月 30 日 | 企画調整室、総務部、 資金部、考査担当 | 林野庁四国森林管理局長 |
| 理 事 | にしのつかさ 西野 司 | 令和 3 年 10 月 1 日 ～令和 5 年 9 月 30 日 | 業務部担当 | 全国農業協同組合中央会 農政部長 |
| 監 事 (常勤) | くにいさとし 國井 聰 | 令和 3 年 7 月 1 日 ～令和 5 年 6 月 30 日 | | (株)日本政策金融公庫特 別参与 |
| 監 事 (非常勤) | こばやしけいこ 小林 敬子 | 平成 30 年 6 月 21 日 ～令和 5 年 6 月 30 日 | | 小林公認会計士事務所所 長 |

②会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(3) 職員の状況

令和4年度末の常勤職員数は72人（前期末比△2）であり、平均年齢は42.4歳（前期末43.2歳）となっています。このうち、国からの出向者は26人、令和5年3月31日付の退職者は10人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

東京都港区に事務所がありますが、賃貸であり所有する施設はありません。

(5) 純資産の状況

①資本金の状況

資本金はありません。

②目的積立金等の状況

令和4年度は、目的積立金の申請を行っていません。

当期の前中期繰越積立金取崩額38百万円は、今中期計画（平成30年度～令和4年度）の積立金の処分に関する事項で定めた旧年金給付費等に充てるため、主務大臣に今中期目標期間の財源として繰越積立金の申請をし、承認を受けた695百万円のうち、一部を取り崩したものです。

(6) 財源の状況

①財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、その他）

令和4年度の収入決算額は186,197百万円であり、国からの財源措置等その内訳は次のとおりです。

（単位：百万円）

| 区分 | 金額 | 構成比率（%） |
|-----------|---------|---------|
| 収入 | | |
| 前年度よりの繰越金 | 732 | 0.4% |
| 運営費交付金 | 4,167 | 2.2% |
| 国庫補助金 | 692 | 0.4% |
| 国庫負担金 | 95,157 | 51.1% |
| 借入金 | 68,900 | 37.0% |
| 保険料収入 | 14,814 | 8.0% |
| 運用収入 | 1,695 | 0.9% |
| 貸付金利息 | 1 | 0.0% |
| 農地売買代金等収入 | 10 | 0.0% |
| 諸収入 | 30 | 0.0% |
| 合計 | 186,197 | 100.0% |

※百万円未満は四捨五入

②自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、保険料収入、運用収入などがあります。保険料収入は新制度に係る保険料であり、運用収入は預金等の運用に係る利息収入、有価証券の運用に係る利息収入、金銭信託運用に起因する運用収益、投資資産運用に起因する運用収益です。

[詳細につきましては、後述の「9 業績の適正な評価の前提情報」の事業スキームもご覧ください。](#)

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

基金では、環境保全の観点から、温室効果ガスの排出抑制を図ること等を目的に、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の削減に努めています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

基金の適正かつ効率的な業務運営を確保するためには、業務運営に関するリスクを把握し、リスクを低減させる体制及び危機に当たって対応する体制を整備する必要があることから、平成25年度に「独立行政法人農業者年金基金のリスク管理及び危機対策に関する規程」を制定しました。

リスク管理に当たっては、「リスク管理行動計画」を毎年度作成し、この行動計画に基づき、リスクの洗い直しとリスクの評価を行い、優先順位の高いリスクについては、リスクの低減策を検討し、業務運営に反映させています。

これらについては、年2回（上半期、下半期）に開催するリスク管理委員会において審議するほか、経営管理会議において、定期的に対応状況のモニタリングを行っています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

・個人情報の漏えいや業務システム停止等のリスクへの対応

個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金では加入者・受給者等多くの個人情報を保有しており、保有する個人情報の漏えいは加入者・受給者等の不利益を招くばかりではなく、農業者年金制度への不信感を高めてしまうものです。また、コンピュータウイルスの感染等が起きると業務システムの安定的な運営が損なわれるおそれがあります。

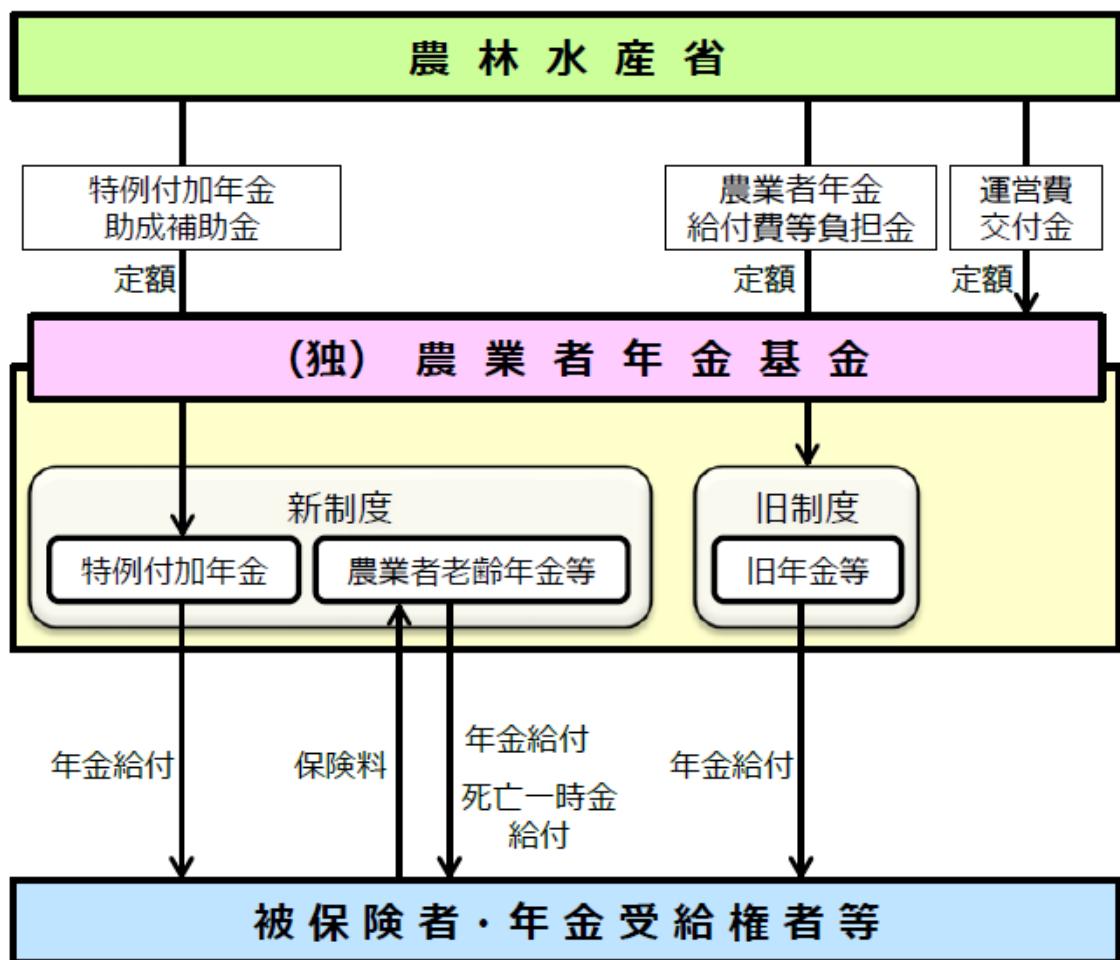
基金としては、これらを重点リスクとし、関係規程等の定期的な点検・整備を行うとともに、セキュリティ教育として、基金の全ての役職員を対象とした研修会の開催、自己点検及び標的型攻撃メール訓練を実施し、常日頃から適切かつ迅速な対応を図れるよう努めています。

[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。](#)

[なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)

9 業績の適正な評価の前提情報

令和4事業年度の農業者年金基金の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる主な事業スキームをお示しします。



10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和4年度の業務実績とその自己評価

各業務（セグメント）毎の具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。](#)

令和4年度項目別評定総括表 (単位：百万円)

| 項目 | 評価（注） | 行政コスト |
|---|-------|--------|
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | |
| 1 農業者年金事業 | A | 77,849 |
| 2 年金資産の安全かつ効率的な運用 | B | 6,594 |
| 3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実 | B | 840 |
| II. 業務運営の効率化に関する事項 | | |
| 1 業務改善の推進 | B | |
| 2 電子化の推進 | A | |
| 3 運営経費の抑制 | B | |
| 4 調達の合理化 | B | |
| 5 組織体制の整備等 | B | |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | | |
| 財務内容に関する事項 | B | |
| IV. 予算、収支計画及び資金計画 | | |
| 予算、収支計画及び資金計画 | B | |
| V. 短期借入金の限度額 | | |
| VI. その他業務運営に関する重要事項 | | |
| 1 職員の人事に関する計画 | B | |
| 2 積立金の処分に関する事項 | B | |
| 3 内部統制の充実・強化 | B | |
| 4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底 | B | |
| 5 情報公開の推進 | B | |
| 6 業務運営能力の向上等 | B | |

(注) 黄緑色はセグメント区分を表しています。

(注) 評価区分

S : 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A : 所期の目標を上回る成果が得られている。

B : 所期の目標に達している。

C : 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D : 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

| 区分 | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
|----|--|-------|-------|-------|-------|
| 評定 | B | B | B | B | — |
| 理由 | 項目別評定は、重要な業務 12 項目のうち 2 項目が a 評定、10 項目が b 評定であり、また全体の評定を引き下げる事象もなかった。 このため、農林水産省の評価基準に基づき、大項目が全て B 評定であり、各大項目の点数をウェイトを用いて加重平均して算出した結果、「B」評定とした。 | | | | |

(注) 評価区分

S : 法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。

C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1.1 農業者年金の加入推進の状況

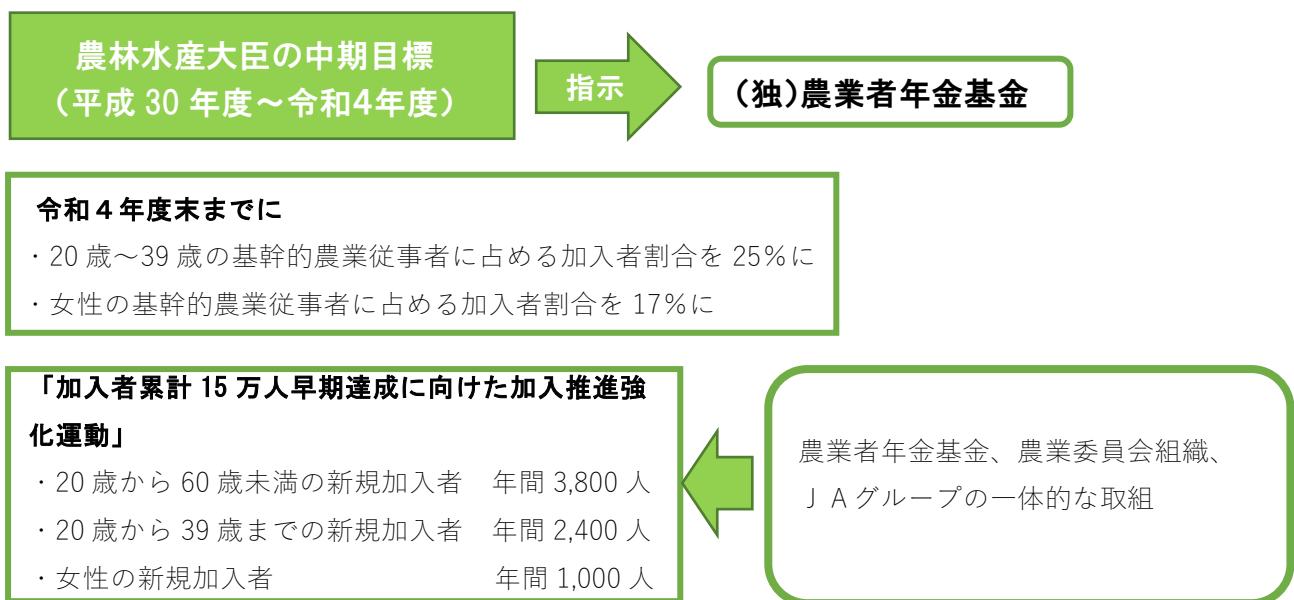
(1) 加入推進目標の設定

第4期中期目標（平成30年4月～令和5年3月）では、農林水産大臣から、以下に掲げる若い農業者についての加入目標に加え、新たに女性農業者についての加入目標が設定されました。

- ①20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合（平成29年度20%）を令和4年度までに25%まで拡大させる。
- ②女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合（平成29年度9.3%）を令和4年度までに17%まで拡大させる。

このことを踏まえ、平成30年度から令和2年度までの間、農業委員会組織とJAグループの皆様等とともに「加入者累計13万人早期達成3力年運動」（年間の新規加入者目標数は、若い農業者2,800人、女性農業者1,300人、全体3,800人）、令和3年度から令和4年度には「加入者累計13万人早期突破及び中期目標達成2力年運動」（年間の新規加入者目標数は、若い農業者2,400人、女性農業者1,000人、全体3,800人）を弾力的に展開することとした結果、令和3年7月末に加入者累計が130,157人となり、13万人を達成。

よって、新たなステージとして早期に15万人達成を目指すために、「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」（年間の新規加入者目標数は若い農業者2,400人、女性農業者1,000人、全体3,800人）の加入目標を掲げて、加入推進活動に取り組んだところです。



(2) 令和4年度の加入推進活動の概要

① 加入推進特別研修会の開催

都道府県段階の業務受託機関と基金との共催により、全国47会場において加入推進部長等を対象にした「加入推進特別研修会」を開催しました。同研修会では、下記ア～ウを必須項目とし、これに加えてエ～キのいずれかを取り入れて、より効果的な研修会となるよう行いました。

ア 都道府県段階の業務受託機関による、制度改正を踏まえた制度説明用DVD及び推進用DVD等を活用した農業者年金制度の説明

イ 都道府県段階の業務受託機関による当該年度の加入推進活動計画の発表

ウ 基金による、加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介等、加入推進を強化する上で有効な補足的な情報の提供

エ 外部専門家（社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等）による農業者年金のメリット等の説明

オ 参加者全員によるグループディスカッション等の実施（例えば、意欲的な取組を行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取組意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等）

カ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明

キ その他 都道府県域独自での加入推進研修の企画

等を実施し、更なる制度の理解の増進と加入推進活動の活性化に取り組んでいます。

その際、新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえ、Web方式も活用しつつ、日程調整を図りながら工夫して開催（6月から10月の間で、現地開催27カ所、Web形式での開催8カ所、ハイブリッド形式での開催12カ所）し、令和4年に施行された制度改正の内容を含めた農業者年金制度の理解の推進や加入推進活動計画に基づいた取組の推進を図りました。

更に、都道府県段階の業務受託機関に対して、ターゲット（加入対象者）が多い市町村を重点活動対象地区として設定するよう、加入推進の「ターゲットランキング」を作成し、研修会で活用するよう依頼するとともに、「加入推進活動の手引き」（市町村段階の業務受託機関向け）を作成し、研修会で活用しています。

② 重点都道府県の指定

令和4年度は、重点県として9県を指定し、重点的な加入推進活動に資するよう、市町村別データ等を提供するとともに、重点県における重点市

町村・JAの登録、必要に応じて加入推進活動の進捗状況を報告させました。

更に、10月、11月に茨城県、1月、2月に愛知県下（10市町村、7JAについて6会場）において意見交換会の開催をしました。

多くの市町村段階の業務受託機関においては、10月から12月を加入推進強化月間と位置付けていることを踏まえ、11月に重点県傘下の重点市町村・JAに対して、加入推進ポスターを発送し、それぞれの組織の窓口や相談ブース等に啓示して、広く周知活動を行うよう指導しました。

更に、特別重点県として2県を指定し、5者協議を通じて特別活動計画について協議し、策定させ、当該計画を踏まえた加入推進を指導しました。特別重点県での重点市町村・JAにおいて加入推進対策会議の要請に応じて役職員が出席し巡回・意見交換を行いました。

③ リーフレット等の情報提供

加入推進現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したパンフレット等に加え、若い農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの）のリーフレットに加え、令和4年度制度改正用のリーフレットをそれぞれ作成し、新規就農者等の集まる機会にこれらのリーフレットを配布して説明に活用するよう、業務受託機関に提供しています。

また、制度説明動画「農業者年金加入のすすめ」を作成し、ホームページに掲載の上、ダウンロードして研修会等で活用できるようにしています。

さらに、農林水産省が設置・配信しているフェイスブックをはじめ、「e-普及だより」、「農業女子プロジェクト」、「全国農業新聞」や農業者向けの情報誌を活用し、青年新規就農者・認定新規就農者や女性農業者等に向けた農業者年金に関する情報発信を行いました。

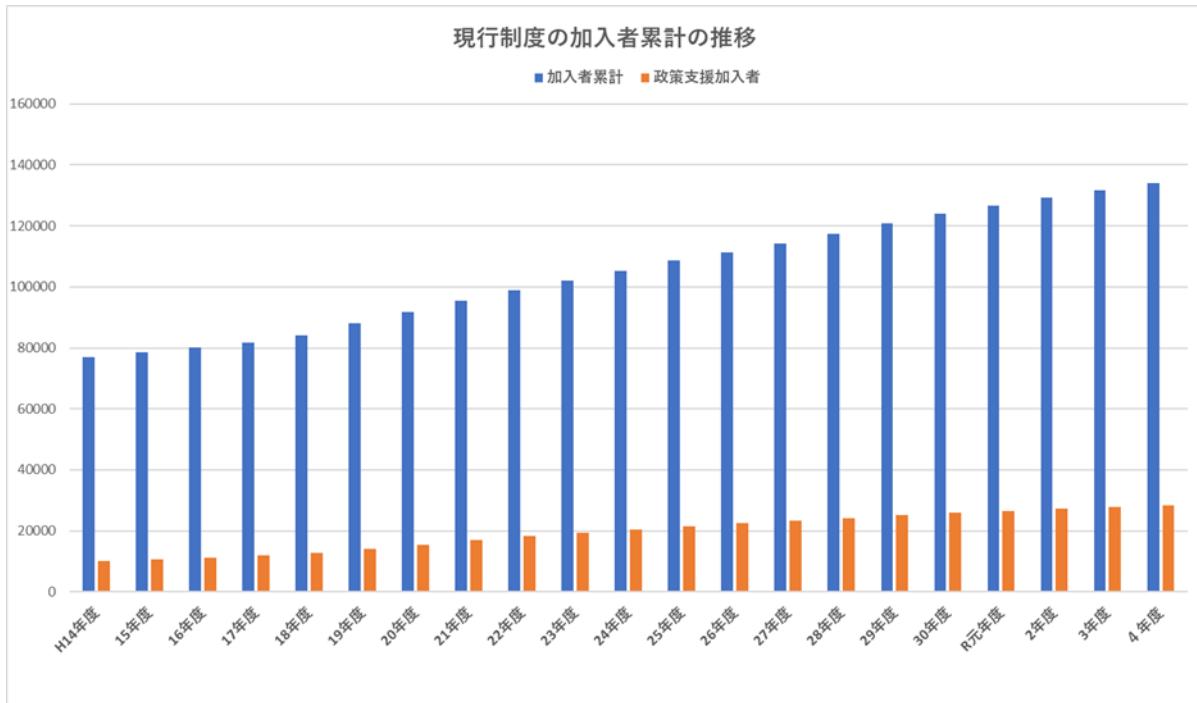
④ 加入者・受給者等への情報提供

全国農協青年組織協議会会长を広域推進協力員（農業者年金の加入推進活動を広域的に展開する者）に任命して、当基金理事長との対談を実施し、加入者としての立場から農業者年金のメリット等を語った様子をホームページに掲載するとともに、JA青年組織に加入の働きかけを行いました。

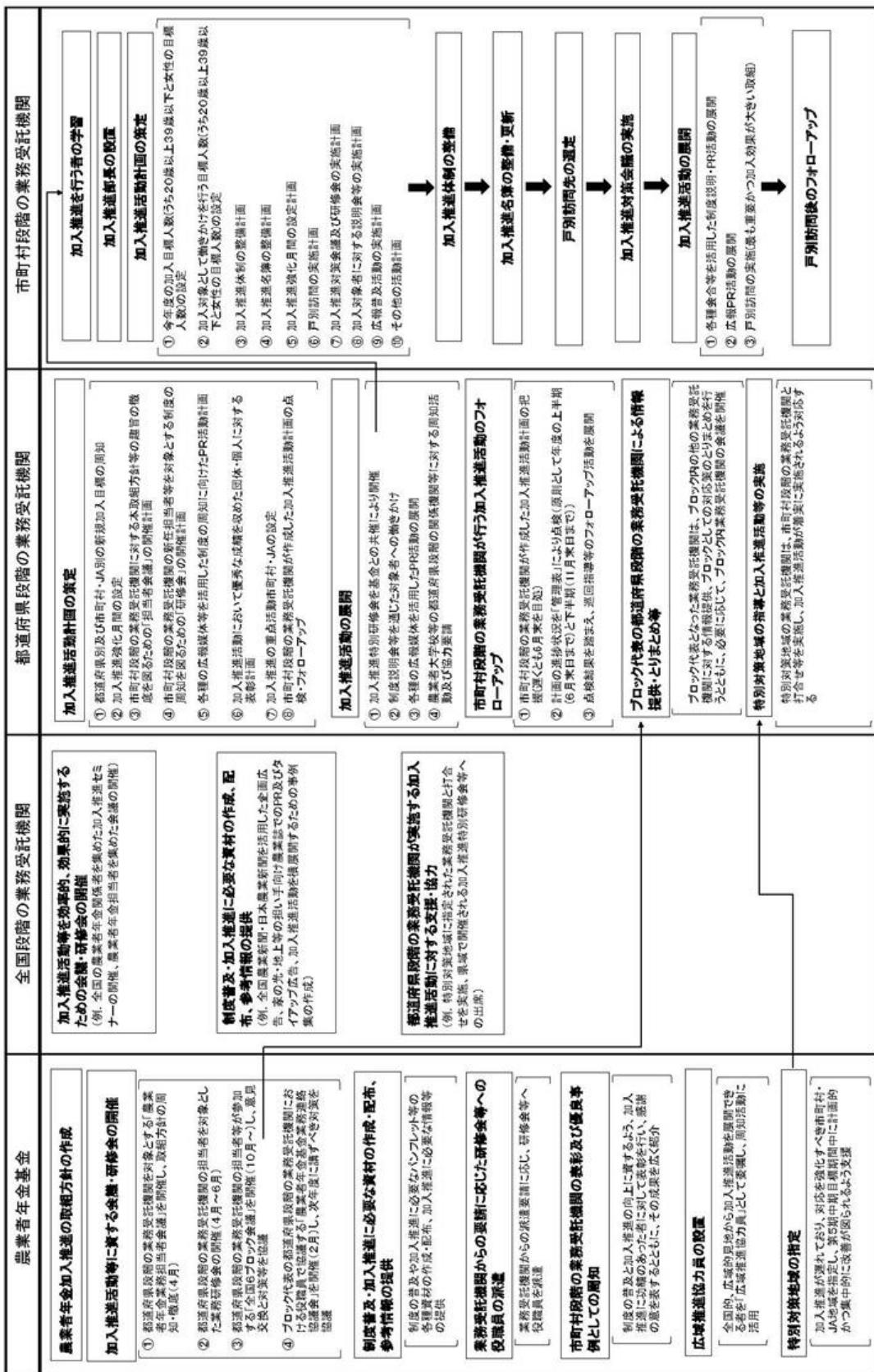
また、加入者・受給者への取材記事をホームページに掲載しています。

[詳細につきましては、掲載記事をご覧ください。](#)

(3) 農業者年金への加入状況



◎加入推進活動の役割分担(概要)



12 年金資産の運用に関する情報

(1) 令和4年度の運用状況

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の被保険者及び待期者に係る資産の運用状況は、次表のとおり、令和4年度末時価総額は2,649億91百万円となり、令和4年度の総合収益は▲28億39百万円となりました。また、修正総合利回りは▲1.08%となりました。

受給権者ポートフォリオの資産状況等を含めた詳細につきましては、ホームページで公表している「令和4年度における運用状況等」をご覧ください。

(単位:百万円、%)

| 資 産 | 令和3年度末 時価総額 | 令和4年度末 時価総額 | 時価総額 構成割合 | 令和4年度 の総合収益 | (参考) 修正総合利回り |
|------|----------------|----------------|--------------|----------------|-----------------|
| 国内債券 | 182,685 | 143,290 | 54.1 | -1,402 | -0.95 |
| 自家運用 | 72,393 | 70,875 | 26.7 | 260 | 0.37 |
| 外部運用 | 110,292 | 72,415 | 27.3 | -1,663 | -2.16 |
| 国内株式 | 32,524 | 33,436 | 12.6 | 1,845 | 5.66 |
| 外国債券 | 13,171 | 51,511 | 19.4 | -4,044 | -8.88 |
| 外国株式 | 35,001 | 35,824 | 13.5 | 818 | 2.31 |
| 短期資産 | 929 | 930 | 0.4 | -57 | — |
| 合 計 | 264,310 | 264,991 | 100.0 | -2,839 | -1.08 |

(注) 1. 令和3年度末時価総額は、令和3年度決算整理後の額となっている。

2. 単位未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(2) スチュワードシップ活動の状況

農業者年金基金では、スチュワードシップ活動の状況について、以下のとおり、ホームページで公表しています。

独立行政法人農業者年金基金（以下「当基金」という。）は、平成26年9月に、「資産保有者としての機関投資家」（以下「アセットオーナー」という。）として、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れることを表明するとともに、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（以下「方針」という。）を策定・公表しました。

当基金では、この方針に基づき、スチュワードシップ活動の実施状況をホームページで公表することとしています。

今般、令和3年7月から令和4年6月までの当基金の実施状況を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

1. 当基金における実施状況

当基金では、運用受託機関を通じてスチュワードシップ活動を実施しているため、運用受託機関に対して当基金の方針に則した対応を求めていきます。

あわせて、運用受託機関に対して「企業との対話」（以下「エンゲージメント」という。）や「株主議決権行使状況」などの対応方針やその実施状況の報告を求め、運用受託機関における対応方針や活動状況が当基金の方針に則した対応となっているかについて確認することとしています。

このため、運用受託機関とのミーティング等を通じて確認を行っており、令和3年7月から令和4年6月までの運用受託機関における対応は、以下のとおり、当基金の方針に則したものでした。

（1）対応方針

運用受託機関でも、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、自らの対応方針を定めています。この方針の内容は、本コードの趣旨に沿うものであり、これは当基金の方針に則したものでした。

（2）スチュワードシップ活動の実施状況

運用受託機関では、明確な方針によるエンゲージメントの実施や株主議決権行使等を通じて投資先企業の企業価値向上等に取り組んでおり、これは当基金の方針に則したものでした。（具体的な内容は、「2.」に記載しています。）また、運用受託機関に対して、引き続き当基金の方針に則して実施するよう指示しました。

さらに、当基金としても、運用受託機関からのヒアリング及び運用受託機関の自己評価などの活用により、投資先企業の情報収集に努めるとともに、運用受託機関と投資先企業の間で行われる対話の質の向上に着目したモニタリングを行いました。

2. 運用受託機関における実施状況

令和3年7月から令和4年6月までの運用受託機関におけるエンゲージメントや株主議決権行使状況などの実施状況のうち、当基金に関連するものとしては、以下のとおりです。

（1）対応方針

運用受託機関では、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に賛同し、これを受け入れており、本コードの趣旨を踏まえ、自らの対応方針を定めています。

また、当該対応方針に基づき、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的として企業とのエンゲージメントや株主議決権行使等を行っていました。

具体的には、エンゲージメントについては、社会課題の解決を通じた企業価値創造及び「リターン＝事業機会の拡大」を重視することを基本姿勢とし、議決権行使については、企業に対し中長期的な企業価値向上を目的とした経営を行うよう強く求めるとともに、適切なガバナンスの下、環境・社会にも配慮した健全な企業行動を促すこと目的としていました。

(2) スチュワードシップ活動の推進体制

運用受託機関では、責任投資の専門部署を設置し、議決権行使・エンゲージメント活動全般の高度化を図っていました。

具体的には、特に重要とされる利益相反を実効的に管理するため、「責任投資委員会」が議決権行使をはじめとしたスチュワードシップ活動全般を統括するとともに、利益相反の適切な管理に努めていました。

親会社、利益相反の観点で最も重要な会社の議案については、独立した第三者である議決権行使助言会社にガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める「議決権行使諮問会議」に諮問し、「責任投資委員会」にて審議した上で行使判断を行っていました。さらに、その行使結果については、取締役会及び監査等委員会に報告することによって、モニタリングする態勢を構築していました。

運用受託機関では、こうした体制のもと、スチュワードシップ活動の一層の推進に努めていました。

(3) エンゲージメントの事例

運用受託機関では、重点企業を選定し、それぞれの企業に対して的確な ESG 課題を設定したうえで、各社の取組みをきめ細かくマイルストーン（スケジュール管理において、進捗の目安とする重要な節目）で管理することにより、効果的なエンゲージメントを行っていました。対話目的(①～④)ごとの具体的な事例としては、次のとおりでした。

① Planet (サーキュラーエコノミー)

海洋環境保全が求められる海運企業に対して、海洋環境保全のみならず資源循環にも繋がるシッカリサイクルについても継続的に議論。先進的な対応や情報開示を確認。取組みについて引き続き注視。

② People (ダイバーシティ & インクルージョン)

人的資本マネジメントに関し先進的な取組みを実施している地銀トップと、人材力強化や企業カルチャー変革について対話。一般論ではなく、具体的な処方箋を確認。他の金融機関との対話に活用予定。

③ Governance & Disclosure（取締役会・企業統治）

主要取引先の業務執行者を自動的に社外取締役候補者としてきた企業との対話。議決権行使ガイドラインに基づく行使結果をフィードバックすることにより、社外取締役の独立性について企業側の認識レベルを高め、候補者の選定改善に繋げることができた。

④ Our Community（デジタルトランスフォーメーション）

大手流通グループ企業とデジタルガバナンス（デジタルにおける推進体制・人材育成等）について対話。単にデジタルを活用した事業戦略を実施するだけでなく、経営の基盤としてのデジタルガバナンスの重要性を共有。企業側から「非常に有益なインプットだった」と評価を受けた。今後、会社側の公表資料で取組みを確認し、対話を継続する予定。

(4) 国内外株式に関する株主議決権行使結果

運用受託機関では、社会の資源が最適に配分されることを促すことで、経済・社会の健全な発展に貢献することを目的として、株主議決権行使の基本方針等を定め、ホームページで公表していました。

また、令和4年4月には、取締役会における社外取締役の人数・構成比率を引き上げる等、議決権行使基準を改定していました。

そして、議決権行使の結果について、個別の投資先企業及び議案ごとに公表していました。

また、利益相反が疑われる事案等、重要と判断される議案については、賛否を問わず理由を公表していました。

さらに、議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法について公表していました。議決権行使の結果については、別紙（「国内株式に関する議決権行使結果」）のとおりです。

なお、国内株式と同様に、運用を委託している外国株式の株主議決権行使状況についても参考として掲載しています。

3. 当基金の取組み

令和2年3月に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂されたことに伴い、令和2年9月、基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を、再改定しました。

当基金では、今後も引き続き、運用受託機関に対するヒアリング等を通じ、運用受託機関によるスチュワードシップ活動の実施状況を把握するとともに、当基金の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に則して実効的な活動が行われるよう求めます。

また、「アセットオーナー」として運用受託機関との対話を通じた情報収集などにより、スチュワードシップ活動のモニタリングを適切に行えるよう努めます。

さらに、運用受託機関を通じたスチュワードシップ活動ではありませんが、自家運用においてESG債の購入を行っています。これは、令和2年3月の日本版スチュワードシップ・コード再改訂に伴いスチュワードシップ責任の定義に加わった「サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的持続可能性）に関する課題の考慮」とも合致しています。

これら当基金としての実施状況をホームページで公表し、こうした活動を通じ、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図るとともに、ひいては、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう、スチュワードシップ責任を果たします。

(別紙)

国内株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和3年7月～令和4年6月分総会

(令和3年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)

| | | | |
|--------|----------|-----------------|------------|
| 2. 議案数 | 22,818 件 | うち会社提案 22,524 件 | 株主提案 294 件 |
| 賛成数 | 19,907 件 | うち会社提案 19,869 件 | 株主提案 38 件 |
| 反対数 | 2,911 件 | うち会社提案 2,655 件 | 株主提案 256 件 |
| 棄権 | 0 件 | | |
| 白紙委任 | 0 件 | | |

3. 議案別行使状況（議案数の内訳）

単位:件数

| 議案 | 総計 | 会社提案 | | | | | 株主提案 | | | | | |
|-------------------------|--------------------|--------|--------|--------|-------|------|------|-----|----|-----|------|---|
| | | 計 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 白紙委任 | 計 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 白紙委任 | |
| 会社機関に関する議案 | 取締役の選解任 | 16,648 | 16,602 | 14,374 | 2,228 | 0 | 0 | 46 | 5 | 41 | 0 | 0 |
| | 監査役の選解任 | 1,334 | 1,325 | 1,154 | 171 | 0 | 0 | 9 | 3 | 6 | 0 | 0 |
| | 会計監査人の選解任 | 58 | 58 | 58 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 役員報酬に関する議案 | 役員報酬(*1) | 922 | 912 | 865 | 47 | 0 | 0 | 10 | 1 | 9 | 0 | 0 |
| | 退任役員の退職慰労金の支給 | 99 | 99 | 0 | 99 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資本政策に関する議案(定款に関する議案を除く) | 剰余金の処分 | 1,411 | 1,389 | 1,366 | 23 | 0 | 0 | 22 | 0 | 22 | 0 | 0 |
| | 組織再編関連(*2) | 42 | 42 | 40 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 買収防衛策の導入・更新・廃止 | 63 | 63 | 3 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 資本政策に関する議案(*3) | 75 | 56 | 49 | 7 | 0 | 0 | 19 | 0 | 19 | 0 | 0 |
| 定款に関する議案 | | 2,155 | 1,975 | 1,960 | 15 | 0 | 0 | 180 | 29 | 151 | 0 | 0 |
| その他の議案 | | 11 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 8 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 合計 | | 22,818 | 22,524 | 19,869 | 2,655 | 0 | 0 | 294 | 38 | 256 | 0 | 0 |

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

(参考)

外国株式に関する議決権行使結果

1. 議決権行使の対象 令和3年7月～令和4年6月分総会

(令和3年度中に決算が行われた企業等・子議案ベースでの集計)

| | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|------|-------|
| 2. 議案数 | 8,904 件 | うち会社提案 | 8,375 件 | 株主提案 | 529 件 |
| 賛成数 | 8,250 件 | うち会社提案 | 7,950 件 | 株主提案 | 300 件 |
| 反対数 | 654 件 | うち会社提案 | 425 件 | 株主提案 | 229 件 |
| 棄権 | 0 件 | | | | |
| 白紙委任 | 0 件 | | | | |

3. 議案別行使状況（議案数の内訳）

単位:件数

| 議案 | 総計 | 会社提案 | | | | | 株主提案 | | | | |
|-------------------------|--------------------|-------|-------|-------|-----|------|------|-----|-----|----|------|
| | | 計 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 白紙委任 | 計 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 白紙委任 |
| 会社機関に関する議案 | 取締役の選解任 | 6,483 | 6,483 | 6,188 | 295 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 監査役の選解任 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 会計監査人の選解任 | 704 | 704 | 703 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 役員報酬に関する議案 | 役員報酬(*1) | 843 | 828 | 725 | 103 | 0 | 0 | 15 | 7 | 8 | 0 |
| | 退任役員の退職慰労金の支給 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資本政策に関する議案(定款に関する議案を除く) | 剰余金の処分 | 6 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 組織再編関連(*2) | 77 | 77 | 66 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 買収防衛策の導入・更新・廃止 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 資本政策に関する議案(*3) | 30 | 30 | 26 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 定款に関する議案 | 117 | 31 | 27 | 4 | 0 | 0 | 86 | 77 | 9 | 0 | 0 |
| その他の議案 | 634 | 206 | 199 | 7 | 0 | 0 | 428 | 216 | 212 | 0 | 0 |
| 合計 | 8,904 | 8,375 | 7,950 | 425 | 0 | 0 | 529 | 300 | 229 | 0 | 0 |

(*1) 役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

13 予算と決算の対比

要約した法人単位決算報告書

(単位：百万円)

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差額理由 |
|-----------|---------|---------|------|
| 収入 | | | |
| 前年度よりの繰越金 | 732 | 732 | |
| 運営費交付金 | 4,167 | 4,167 | |
| 国庫補助金 | 932 | 692 | (注1) |
| 国庫負担金 | 95,157 | 95,157 | |
| 借入金 | 70,320 | 68,900 | |
| 保険料収入 | 14,893 | 14,814 | |
| 運用収入 | 1,938 | 1,695 | (注2) |
| 貸付金利息 | 0 | 1 | (注3) |
| 農地売買代金等収入 | 9 | 10 | |
| 諸収入 | 0 | 30 | (注4) |
| 計 | 188,148 | 186,197 | |
| 支出 | | | |
| 業務経費 | 77,553 | 73,978 | |
| 借入償還金 | 97,300 | 97,300 | |
| 一般管理費 | 1,899 | 1,517 | (注5) |
| 人件費 | 958 | 745 | (注6) |
| 計 | 177,710 | 173,539 | |

※百万円未満は四捨五入

差額理由

- (注1) 補助金の助成対象者が予定を下回ったため
- (注2) 実収益（額）が予定収益（額）を下回ったため
- (注3) 償還見込みが予定を上回ったため
- (注4) 業務委託費の返還等があったため
- (注5) 一般管理費の支出が予定を下回ったため
- (注6) 人件費の割合が予定を下回ったため

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

14 財務諸表

要約した財務諸表

①貸借対照表

(単位:百万円)

| 資産の部 | 金額 | 負債の部 | 金額 |
|------------|---------|--------------|---------|
| 流動資産 | 144,422 | 流動負債 | 112,456 |
| 現金及び預金(※1) | 30,106 | 一年以内返済長期借入金 | 104,900 |
| 有価証券 | 112,814 | 未経過保険料 | 3,399 |
| 農地等取得資金貸付金 | 2 | その他 | 4,157 |
| 未収保険料 | 1,144 | 固定負債 | 454,915 |
| その他 | 358 | 長期借入金 | 68,900 |
| 固定資産 | 426,935 | 給付準備金 | 384,436 |
| 有形固定資産 | 177 | その他 | 1,579 |
| 無形固定資産 | 1,152 | 負債合計 | 567,372 |
| 投資その他の資産 | 425,606 | 純資産の部(※2) | |
| 金銭の信託 | 193,252 | 利益剰余金 | 3,986 |
| 投資有価証券 | 58,213 | 前中期目標期間繰越積立金 | 203 |
| 未収財源措置予定額 | 173,800 | 積立金 | 1,379 |
| その他 | 341 | 当期末処分利益 | 2,404 |
| 資産合計 | 571,358 | 純資産合計 | 3,986 |
| | | | 571,358 |

※百万円未満は四捨五入

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※1) 「⑤キャッシュ・フロー計算書」の「(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係」の現金及び預金と一致。

(※2) 「④純資産変動計算書」の当期末残高と一致。

②行政コスト計算書

(単位:百万円)

| | 金額 |
|-----------|--------|
| 損益計算書上の費用 | 85,879 |
| 経常費用(※3) | 85,876 |
| 年金事業費 | 82,021 |
| その他の業務費 | 3,011 |
| 一般管理費 | 706 |
| 財務費用 | 2 |
| 雑損 | 136 |
| 臨時損失(※4) | 4 |
| 行政コスト | 85,879 |

※百万円未満は四捨五入

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※3) 「③損益計算書」の経常費用と一致。

(※4) 「③損益計算書」の臨時損失と一致。

③損益計算書

(単位:百万円)

| | 金額 |
|--------------------|--------|
| 経常費用(A)(※3) | 85,876 |
| 年金事業費 | 82,021 |
| 給付金 | 71,891 |
| 給付準備金繰入 | 3,534 |
| その他 | 6,596 |
| 他の業務費 | 3,011 |
| 給与・賞与及び手当 | 236 |
| 業務委託費 | 1,843 |
| その他 | 932 |
| 一般管理費 | 706 |
| 役員報酬 | 63 |
| 給与・賞与及び手当 | 272 |
| その他 | 371 |
| 財務費用 | 2 |
| その他 | 136 |
| 経常収益(B) | 87,582 |
| 運営費交付金収益 | 3,577 |
| 保険料収入 | 14,517 |
| 運用収益 | 1,704 |
| 補助金等収益 | 65,919 |
| 財源措置予定額収益 | 1,515 |
| その他 | 350 |
| 臨時損失(C)(※4) | 4 |
| 臨時利益(D) | 663 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額(E) | 38 |
| 当期総利益(B-A+D-C+E) | 2,404 |

※百万円未満は四捨五入

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※3) 「②行政コスト計算書」の経常費用と一致。

(※4) 「②行政コスト計算書」の臨時損失と一致。

④純資産変動計算書

(単位:百万円)

| | 利益剰余金 (又は繰越欠損金) | 純資産合計 |
|--------------------|--------------------|-------|
| 当期首残高 | 1,620 | 1,620 |
| 当期変動額 | 2,366 | 2,366 |
| 利益剰余金(又は繰越欠損金)の変動額 | 2,366 | 2,366 |
| 当期末残高(※2) | 3,986 | 3,986 |

※百万円未満は四捨五入

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※2) 「①貸借対照表」の純資産の部と一致。

⑤キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

| | 金額 |
|-------------------------|----------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A) | 40,933 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B) | △ 20,372 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C) | △ 28,455 |
| IV 資金増減額(D=A+B+C) | △ 7,893 |
| V 資金期首残高(E) | 37,193 |
| VI 資金期末残高(F=D+E) (※5) | 29,300 |

※百万円未満は四捨五入

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

(※5) 「(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係」の資金期末残高と一致。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

| | 金額 |
|------------|--------|
| 資金期末残高(※5) | 29,300 |
| 定期預金 | 806 |
| 現金及び預金(※1) | 30,106 |

(※1) 「①貸借対照表」の現金及び預金と一致。

(※5) 「⑤キャッシュ・フロー計算書」の資金期末残高と一致。

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

15 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

①貸借対照表

令和4事業年度末の資産合計は571,358百万円と、前年度末比26,770百万円減(4.5%減)となっていますが、これは、長期借入金残高の減少に伴い未収財源措置予定額が前年度末比28,400百万円減(14%減)となったことが主な要因です。

また、負債合計は567,372百万円と、前年度末比29,137百万円減(4.9%減)となっていますが、同様に、長期借入金の償還に伴い借入金残高が前年度末比28,400百万円減(14%減)となったことが主な要因です。

純資産合計は3,986百万円と、前年度末比2,366百万円増(146.1%増)となっていますが、これは、当期において総利益が生じ、利益剰余金が増加したことによるものです。

②行政コスト計算書

令和4事業年度の行政コストは85,879百万円と、前年度比11,500百万円減(11.8%減)となっていますが、これは、前年度に比べ運用収益が減少したこと等に伴い、給付準備金繰入が前年度比10,197百万円減(74.3%減)となったことが主な要因です。

③損益計算書

令和4事業年度の経常費用は85,876百万円と、前年度比11,498百万円減(11.8%減)となっていますが、これは、前年度に比べ運用収益が減少したこと等に伴い、給付準備金繰入が前年度比10,197百万円減(74.3%減)となったことが主な要因です。

また、経常収益は87,582百万円と、前年度比10,247百万円減(10.5%減)となっていますが、これは、金融情勢の影響等により、運用収益が前年度比5,873百万円減(77.5%減)となったことのほか、借入金の減少等に伴い財源措置予定額収益が前年度比49,285百万円減(97.1%減)となったことが主な要因です。

その結果、経常利益として1,706百万円を計上しております。

さらに、中期目標及び中期計画の期間の最後の事業年度のため臨時利益に運営費交付金精算収益化額を663百万円計上しており、令和4事業年度の当期総利益は2,404百万円(410%増)となっています。

④純資産変動計算書

令和4事業年度の純資産は、当期総利益が2,404百万円となった結果、

3,986 百万円となりました。

⑤キャッシュ・フロー計算書

令和4事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 40,933 百万円と、前年度比 16,526 百万円減（28.8%減）となっていますが、これは、国庫補助金等収入が前年度比 21,506 百万円減（18.3%減）となったこと及び原材料、商品又はサービスの購入等による支出が前年度比 365 百万円増（15.2%増）となったことが主な要因です。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは△20,372 百万円と、前年度比 12,610 百万円減（162.4%減）となっていますが、これは、有価証券及び投資有価証券の取得による支出が前年度比 112,229 百万円増（374.9%増）となった一方、有価証券の償還による収入が前年度比 104,897 百万円増（490%増）となったことが主な要因です。

さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは△28,455 百万円と、前年度比 16,656 百万円増（36.9%増）となっていますが、これは、長期借入金の借入による収入が前年度比 18,100 百万円増（35.6%増）となったことが主な要因です。

（2）財政状態及び運営状況について

財政状態としては、金融情勢の影響等により運用収益が前年度から減少したものの、令和4事業年度においても堅調に推移しています。

また、事業の運営状況につきましても農業者年金への新規加入者の増加など概ね順調に進捗しています。

引き続く低金利状況により資金運用の環境は厳しいものの、資金の効果的・効率的な運用に努めるとともに、農業者年金事業を推進します。

16 内部統制の運用に関する情報

基金は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、基金法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、財務に係る主な項目とその実施状況は次のとおりです。

<内部統制に関する基本的事項（業務方法書第5条～第11条）>

基金は、役職員（監事を除く。）の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するため、次のような組織を設置するとともに、継続的にその見直しを図っています。

| 組 織 | 目 的 | 開催実績（令和4年度） |
|-------------|---|---------------------------------------|
| 経営管理会議 | 理事長の意思決定を補佐するため | 17回（4月、6月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月） |
| 運営評議会 | 中期計画に基づく業務の運営に関する重要事項についての意見を聞くため | 2回（9月、3月） ※新型コロナウイルス感染防止の観点からWeb開催 |
| コンプライアンス委員会 | コンプライアンス（関係法令に適合すること）の推進のため | 2回（10月、3月） |
| リスク管理委員会 | 業務運営の障害となる要因を事前にリスクとして分析し、当該リスクへ適切に対応するため | 2回（6月、3月） |

<監事監査・内部監査に関する事項（業務方法書第12条・第13条）>

基金は、監事及び監事監査に関し、監事監査規程の整備に対する監事の関与等について定めることとされており、この監事監査規程に基づき業務監査及び会計監査を行うこととされています。また、監査結果を理事長に報告し、改善が必要であると認めるときはその旨の意見を提出することとされています。

また、基金は内部監査の実施のため、内部監査の実施者の権限や結果報告等について定めることとされており、この内部監査規程に基づき理事長から命を受けた審理役が業務監査及び会計監査を行うこととされています。令和4年度

においても、内部監査年度計画を策定し、監査を適切に実施しました。

<入札・契約に関する事項（業務方法書第15条）>

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」を設置し、競争性のない随意契約の見直しを徹底して行うとともに、一般競争入札等について真に競争性が確保されているか等について点検・見直しを行うこととしています。（令和4年度の契約実績に関しては、令和5年度に開催する予定です。）

また、契約事務の適切な実施等を目的として、契約審査委員会要綱に基づき契約審査委員会を設置しています。（令和4年度においては19回開催しました。）

<年金給付等準備金の運用等（業務方法書第24条～第26条）>

基金は、年金資産の管理・運用に関する重要事項を検討するため、資金運用委員会を設置し当該委員会の意見を聴いて定められた年金給付等準備金運用の基本方針に沿って運用を行っています。

また、基金は、毎事業年度の末日において、農業者年金の被保険者等ごとに運用収入の額等を算定し、6月末までに各被保険者等に通知することとしています。

17 法人の基本情報

(1) 沿革

| | |
|--------------|--|
| 平成 15 年 10 月 | 独立行政法人として設立 |
| 平成 21 年 3 月 | 九州連絡事務所廃止 |
| 平成 23 年 3 月 | 北海道連絡事務所廃止 |
| 平成 27 年 4 月 | 独立行政法人改革により中期目標管理法人に移行 |
| 令和 2 年 6 月 | 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律公布（加入可能年齢の引き上げ、受給開始時期の選択肢の拡大） |

なお、当基金の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

・農業者年金基金

| | |
|--------------|---|
| 昭和 45 年 10 月 | 特殊法人として農業者年金基金設立 農業者年金基金法（昭和 45 年法律第 78 号） |
| 昭和 46 年 1 月 | 農業者年金業務開始 |
| 昭和 51 年 1 月 | 年金の給付開始 |
| 平成 13 年 6 月 | 農業者年金基金法の一部を改正する法律公布 |
| 平成 14 年 1 月 | 現行の積立方式・確定拠出型の農業者年金業務開始 |
| 平成 15 年 10 月 | 独立行政法人農業者年金基金の設立に伴い解散（すべての権利義務を承継） |

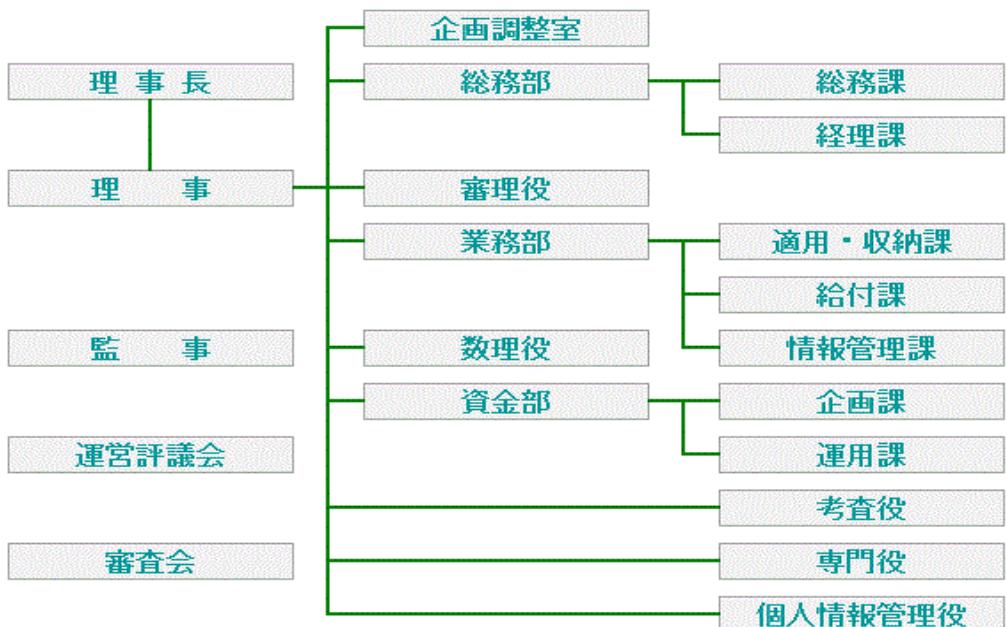
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）

(3) 主務大臣

「7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」(1) ガバナンスの状況①主務大臣をご参照ください。

(4) 組織図



(5) 事務所の所在地

東京都港区西新橋1丁目6番21号・NBF虎ノ門ビル5階

(6) 主要な特定関連会社等の状況

該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

| 区分 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 資産 | 662,403 | 633,704 | 623,332 | 598,128 | 571,358 |
| 負債 | 659,900 | 631,072 | 622,162 | 596,508 | 567,372 |
| 純資産 | 2,503 | 2,632 | 1,170 | 1,620 | 3,986 |
| 行政コスト | — | 103,081 | 121,976 | 97,380 | 85,879 |
| 経常費用 | 113,294 | 102,830 | 121,976 | 97,374 | 85,876 |
| 経常収益 | 115,099 | 102,950 | 120,509 | 97,829 | 87,582 |
| 当期総利益(または当期総損失) | 2,198 | 150 | △ 1,441 | 471 | 2,404 |

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっている。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

①予算

(単位:百万円)

| 区別 | 合計 |
|---------------|---------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 4,707 |
| 国庫補助金 | 880 |
| 国庫負担金 | 75,384 |
| 借入金 | 93,375 |
| 保険料収入 | 15,202 |
| 運用収入 | 1,951 |
| 貸付金利息 | 0 |
| 農地壳渡代金等収入 | 2 |
| 諸収入 | 0 |
| 計 | 191,502 |
| 支出 | |
| 業務経費 | 73,536 |
| うち 農業者年金事業給付費 | 7,592 |
| 旧年金等給付費 | 63,811 |
| 還付金 | 271 |
| 長期借入関係経費 | 45 |
| その他の業務経費 | 1,816 |
| 借入償還金 | 104,900 |
| 一般管理費 | 2,001 |
| 人件費 | 891 |
| 計 | 181,327 |

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

②収支計画

(単位:百万円)

| 区分 | 合計 |
|----------------|--------|
| 費用の部 | 92,483 |
| 経常費用 | 92,249 |
| 人件費 | 891 |
| 退職給付費用 | 15 |
| 賞与引当金繰入 | 62 |
| 業務費 | 73,365 |
| 一般管理費 | 2,001 |
| 減価償却費 | 44 |
| 給付準備金繰入 | 15,872 |
| 財務費用 | 234 |
| 臨時損失 | 0 |
| | |
| 収益の部 | 92,483 |
| 運営費交付金収益 | 4,707 |
| 国庫補助金収入 | 880 |
| 国庫負担金収入 | 234 |
| 財源措置予定額収益 | 63,625 |
| 保険料収入 | 15,023 |
| 運用収入 | 7,893 |
| 貸付金利息収入 | 0 |
| その他の収入 | 0 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | 44 |
| 賞与引当金見返に係る収益 | 62 |
| 退職給付引当金見返に係る収益 | 15 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 0 |
| 目的積立金取崩額 | 0 |
| 総利益 | 0 |

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

③資金計画

(単位:百万円)

| 区別 | 合計 |
|----------------|---------|
| 資金支出 | 191,502 |
| 業務活動による支出 | 76,427 |
| 投資活動による支出 | 10,173 |
| 財務活動による支出 | 104,900 |
| 翌年度への繰越金 | 2 |
| | |
| 資金収入 | 191,502 |
| 業務活動による収入 | 98,126 |
| 運営費交付金による収入 | 4,707 |
| 補助金等による収入 | 76,264 |
| 保険料収入 | 15,202 |
| 運用による収入 | 1,951 |
| 農地売渡代金等収入 | 2 |
| 貸付金利息収入 | 0 |
| その他の収入 | 0 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 93,375 |
| 借入金による収入 | 93,375 |
| 前中期目標の期間よりの繰越金 | 0 |

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがある。

18 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

摘要 通則法－独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）
法 一独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）
令 一独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成 15 年政令第 343 号）
省令一独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令
(平成 15 年農林水産省令第 100 号)

①貸借対照表

| 科 目 | 説 明 |
|--------------|--|
| 現金及び預金 | 現金、普通預金、定期預金など |
| 有価証券 | 令第 9 条第 1 項第 1 号の規定により売買目的のために購入した有価証券及び 1 年以内に満期日が到来する満期保有目的の有価証券 |
| 農地等割賦売渡債権 | 法附則第 6 条第 1 項第 2 号の規定により売り渡した農地等の売掛債権及び同附則第 4 条の規定により基金が継承した農地等の売掛債権（破産・更生債権等に属するものを除く。） |
| 農地等取得資金貸付金 | 法附則第 6 条第 1 項第 2 号の規定により貸し付けた貸付金及び同附則第 4 条の規定により基金が継承した貸付金（破産・更生債権等に属するものを除く。） |
| 未収保険料 | 保険料で既に確定している債権のうち、当該事業年度内に未だ収入にならないもの |
| 有形固定資産 | 建物、工具器具備品、リース資産 |
| 無形固定資産 | 電話加入権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定 |
| 金銭信託 | 令第 9 条第 1 項第 3 号の規定により信託した金銭信託 |
| 投資有価証券 | 令第 9 条第 1 項第 1 号の規定により満期保有目的のために購入した満期日の到来が 1 年を超過する有価証券 |
| 未収財源措置予定額 | 法附則第 17 条に規定する長期借入金等に係る独立行政法人会計基準第 84 の後年度において財源措置が予定される金額 |
| 運営費交付金債務 | 受け入れた運営費交付金のうち、収益化等に振り替えられていないもの |
| 一年以内返済長期借入金 | 一年以内に償還期限の到来する借入金 |
| 未経過保険料 | 前納保険料のうち、翌事業年度に属する保険料相当額 |
| 長期借入金 | 法附則第 17 条に規定する長期借入金 |
| 給付準備金 | 省令第 24 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する給付原資準備金、付利準備金、調整準備金 |
| 前中期目標期間繰越積立金 | 法第 63 条第 1 項の規定により前中期目標期間から繰り越された積立金 |
| 積立金 | 通則法第 44 条第 1 項の規定により積み立てられた積立金 |
| 当期未処分利益 | 当該事業年度における未処分利益 |

| | |
|--------------|--|
| 運営費交付金精算収益化額 | 中期目標及び中期計画の期間の最後の事業年度の期末処理において精算のために収益化した額 |
|--------------|--|

②行政コスト計算書

| 科 目 | 説 明 |
|-----------|-------------------------|
| 損益計算書上の費用 | 損益計算書における経常費用に臨時損失を加えた額 |

③損益計算書

| 科 目 | 説 明 |
|-----------|---|
| 給付金 | 特例付加年金の支給額、農業者老齢年金の支給額、農業者老齢年金死亡一時金の支給額、経営移譲年金の支給額、老齢年金の支給額、死亡一時金の支給額 |
| 運用損失 | 金銭信託運用及び投資資産運用に起因する運用損失 |
| 給付準備金繰入 | 給付原資準備金、付利準備金、調整準備金に繰り入れる額 |
| 給与・賞与及び手当 | 職員の給与等 |
| 業務委託費 | 業務委託に要した経費 |
| 役員報酬 | 役員の報酬 |
| 財務費用 | 借入金利息の支払額、ファインリース契約に基づく支払利息相当額 |
| 運営費交付金収益 | 受け入れた運営費交付金のうち、収益化したもの |
| 保険料収入 | 新制度に係る保険料 |
| 運用収益 | 預金等の運用に係る利息収入、有価証券の運用に係る利息収入、金銭信託運用に起因する運用収益、投資資産運用に起因する運用収益 |
| 補助金等収益 | 受け入れた補助金等のうち、収益化したもの |
| 財源措置予定額収益 | 法附則第 17 条に規定する長期借入金等に係る独立行政法人会計基準第 84 の後年度において財源措置が予定される金額 |

④純資産変動計算書

| 科 目 | 説 明 |
|-------|-----------------------|
| 当期末残高 | 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高 |

⑤キャッシュ・フロー計算書

| 科 目 | 説 明 |
|------------------|--|
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 基金の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、年金の給付等による支出、保険料収入、人件費支出等が該当する。 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 将来に向けた運営基盤確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、信託資産及び投資有価証券の取得等による支出等が該当する。 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 金融機関からの長期借入金の借入による収入及び長期借入金の返済に伴う支出等が該当する。 |

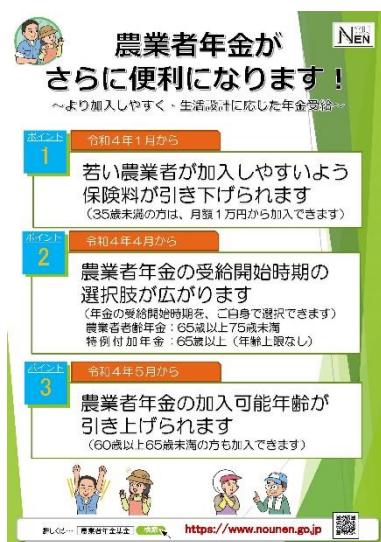
(2) その他公表資料等との関係の説明

- 当基金のホームページでは、制度のご案内や基金からのお知らせ等の情報を発信しています。

農業者年金基金のホームページ

<https://www.nounen.go.jp/>

・制度改正用チラシ



・パンフレット

〈全ての農業者の方向け〉



・ポスター

〈令和4年度版〉



・リーフレット

〈令和4年度版一般向け〉

「農業者年金」で安心！
農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心で豊かな老後を！

農業者年金 つて得する

NEN

ポイント1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！
ポイント2 一定の要件を満たす方には、
月額最大1万円の保険料の国庫補助
ポイント3 保険料は全額社会保険料控除の対象
など、生産を通じて大きな節税効果！

詳しくは…「農業者年金基金」
<https://www.nounen.go.jp>

〈令和4年度版女性向け〉

農業者年金は
国民年金に上乗せできる
あなた自身の積立年金です

女性農業者の みなさんへ

NEN

老後の生活への備えは十分ですか？

ポイント1 農業者年金は「終身年金」ですので、
女性の長い老後をしっかりサポートします。
ポイント2 家族経営協定を結べば
保険料の国庫補助も受けられます。
女性の農業経営への参画をしっかり応援します！
ポイント3 保険料が全額社会保険料控除の対象など、
高い節税効果！

詳しくは…「農業者年金基金」
<https://www.nounen.go.jp>

〈令和4度版 39歳以下向け〉

若い農業者の皆さん！
若い農業者の皆さんの
自分の老後自分で守れますか？

若い農業者の皆さんは、
国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心で豊かな老後を！

ポイント1 保険料は自由に選べる！（2万円～8万7千円、千円単位）
さらに、35歳未満であれば、
1万円からでも加入可能！
ポイント2 証定最難者で青色申告者等には、
国庫補助で手厚い支援！
1万円の自己負担で2万円の積立てが実現！
自ら支払った保険料は、
全額社会保険料控除の対象！
その他にも、税制面で優遇措置がある！

詳しくは…「農業者年金基金」
<https://www.nounen.go.jp>

〈令和4度版主に壮年の方向け〉

老後の備えは
年金積立！
國民年金 + 農業者年金

年金積立しながら
節税対策しながら

支払った保険料は
全額社会保険料控除の対象！
運用益は非課税！
そのほか生産を通じて様々な税制面での優遇措置
がある！
農業経営の状況に応じて
保険料を増額し、節税額をアップ！

詳しくは…「農業者年金基金」
<https://www.nounen.go.jp>